

未登記家屋名義変更届の手引き

この手引きは、未登記家屋の名義変更に伴い、新旧所有者を認定するに当たり、認定誤りや私法上のトラブル発生を防止するため、その手続きを円滑に行うためのものです。下記の事由により、提出に必要な書類の具体例となっています。

なお、不明な点につきましては、下記連絡先までお問い合わせください。

1. 贈与の手続について

書 類 名	備 考
旧所有者の印鑑登録証明書	・原本添付。（作成後3ヶ月以内のもの。）
新所有者の身分確認ができるもの または委任状	・新所有者が提出する場合は、本人確認ができるもの。 ・旧所有者及び第3者が提出する場合は、新所有者の委任状。

2. 売買の手続について

書 類 名	備 考
旧所有者の印鑑登録証明書	・原本添付。（作成後3ヶ月以内のもの。）
新所有者の身分確認ができるもの または委任状	・新所有者が提出する場合は、本人確認ができるもの。 ・旧所有者及び第3者が提出する場合は、新所有者の委任状。

3. 相続の手続について

書 類 名	備 考
新所有者の身分確認ができるもの または委任状	・新所有者が提出する場合は、本人確認ができるもの。 ・第3者が提出する場合は、新所有者の委任状。
公正証書遺言・自筆証書遺言・ 秘密証書遺言（ある場合のみ添付）	・自筆、秘密証書遺言は、家庭裁判所の開封検認が必要。
遺産分割協議書等（遺言書がない 場合、添付必要）	・法定相続人全員の記名押印をしたもの。 ・原則的に原本。コピー後、原本の返却可。 ※ただし、附属家等は除く。
旧所有者の改製原戸籍謄本等（遺 言書がない場合、添付必要）	・旧所有者について、法定相続人の確認が可能なもの。 ・受付時に確認、コピー後、原本の返却可。 ※ただし、附属家等は除く。

その他、財産分与、代物弁済、交換、譲渡担保、共有分割等による場合は、その事実を証する書類を添付してください。

根室市役所税務課固定資産税担当
TEL0153-23-6111（内線2154・2155）